

## 青森県環境影響評価審査会の意見

(第3期中部上北最終処分場整備事業環境影響評価方法書)

- 1 対象事業に係る環境影響評価項目について、第1期及び第2期事業の環境影響を踏まえる必要があることから、過去の中部上北最終処分場の水質検査結果及び環境影響を踏まえて環境影響評価項目を適切に選定し、その理由を示すこと。
- 2 水質の調査について、「青森県環境影響評価技術指針マニュアル」に基づき、生活環境項目の調査期間等を各月1回以上とするとともに、当該調査期間等を踏まえて、河川流量についても水質と同時に調査すること。
- 3 陸生植物の調査について、水田及び放棄水田には絶滅危惧植物が生育している可能性があることから、対象事業実施区域内の水田雑草群落を陸生植物の調査地点に追加すること。
- 4 陸生動物の調査について、対象事業実施区域周辺の水田地帯は、鳥類やコウモリ類の採餌場であることから、現地調査は採餌時期を含む期間に行うこと。  
また、水鳥が既設の調整池を利用している可能性があることから、利用状況を調査すること。